

令和2年度丹波篠山市中学校部活動指導員（会計年度任用職員）配置事業 実施要項

丹波篠山市教育委員会

1 趣旨

中学校部活動での指導（安全に配慮した指導、専門的な知識・技能及び経験を活かした指導）の充実と教職員の負担軽減を図るため、中学校部活動指導員（以下「指導員」という。）を丹波篠山市教育委員会に置く。

2 事業内容

専門的な知識と技能を有し、スポーツ、音楽、美術等における活動の楽しさや段階的な指導ができる者を指導員として任命する。指導員は、学校の活動計画に基づき、学校長の命を受けて部活動指導担当と連携を図りながら次に掲げる職務を行う。

- (1) 実技指導
- (2) 安全予防に関する知識、技能の指導
- (3) 用具、施設の点検管理
- (4) 学校外での活動（大会、練習試合等）の引率
- (5) 保護者等への連絡
- (6) 年間、月間指導計画の作成
- (7) 生徒指導に係る対応
- (8) 事故が発生した場合の現場対応
- (9) その他、部活動指導に関し、校長又は教育委員会が必要と認める事項

3 実施期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

4 対象校種

中学校

5 身分

指導員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

6 任命方法

任命は、次の項目すべてを満たす者のうちから教育委員会が行う。

- (1) 部活動指導等の経験を有し、競技等における専門的指導のできる者
- (2) 教育現場にふさわしい人格と見識をもっている者

7 配置人数

学校の実情に応じて予算の範囲内で適正な人数を配置する。

8 賃金等

- (1) 報酬単価は、1時間あたり1,353円とする。
- (2) 交通費は、別途支給する。
- (3) 指導時間数は1部につき、原則月40時間(週10時間×4週)以内とする。
- (4) 報酬等の支払いは、当該校からの実績報告書に基づき、学校教育課で行うものとする。
- (5) 勤務日等は、学校長から指導員に対して「勤務計画書」を配付するなど、勤務日を事前に命令することとする。

9 その他

- (1) 本事業は、単年度事業として行う。
- (2) 学校は、指導員に対しては、部活動の意義などの説明を行うなど円滑な運営に努めること。
- (3) その他、指導員の服務に関することは「丹波篠山市中学校部活動指導員(会計年度任用職員)設置要綱」による。